

深谷市競争入札参加者心得

(令和7年2月17日市長決裁)

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、製造の請負、物品の買入れ、売払い、賃貸借又は設計、調査、測量その他の業務委託に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は、この心得の定めるところによる。

(定義)

第2条 この心得において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子入札システムとは、埼玉県電子入札共同システムを利用して入札への参加申請から落札決定までの事務（以下「入開札事務」という。）を処理するシステムをいう。

(2) 電子入札とは、電子入札システムで処理する入開札事務をいう。

(3) 設計図書等とは、図面、仕様書その他入札金額の見積に必要な図書をいう。

(法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及び深谷市公共工事等電子入札運用基準並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、設計図書等、この心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第4

5号)及び電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「署名認証法」という。)その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況及び入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し深谷市の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

6 入札参加者は、入札の公正さが阻害されるおそれがある次の各号のいずれかに該当する入札を行ってはならない。ただし、(1)又は(2)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。また(3)の場合、一方の会社が会社再生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。なお、共同企業体の入札参加の場合、各構成員が他の入札参加者(共同企業体の場合、各構成員)と次の各号のいずれかの関係にないこと。なお、この関係にある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、第3項の規定に抵触するものではない。

(1) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)

と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 一方の会社の役員(「①代表権を有する取締役」、「②

取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（４） 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（入札参加資格等の取消）

第５条 入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）をした日から契約締結までの期間に、一般競争入札の場合における資格確認審査において入札参加資格ありと認定された者（入札参加資格の有無の審査を入札後に行う一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を除く。）又は指名競争入札の場合における指名通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- （１） 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者となったとき。
- （２） 死亡（法人においては解散）したとき。
- （３） 営業停止命令を受けたとき。
- （４） 営業の休止又は廃止をしたとき。
- （５） 金融機関に取引を停止されたとき。
- （６） その他公告に定める参加資格に該当しない者となったとき。

２ 前項の各号に該当した者の当該入札参加資格又は指名を取り消す。

３ 前項の規定は、入札参加者又はその者の代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者が、次の各号のいずれかに該当する者になった場合についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を租雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

4 深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置又は深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けたときは、当該入札参加資格又は指名を取り消す。

(設計図書等への質問)

第6条 入札参加者は、設計図書等について疑義があるときは、入札公告等で定めるところにより質問書を提出することができる。

(入札保証金の納付等)

第7条 入札参加者は、契約規則で定めるところにより、入札保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札公告等の定めるところにより入札保証金を免除する場合については、この限りでない。

(入札の執行)

第8条 入札参加者は、入札公告等に定める入札期日及び時刻に入札公告等で定める書類を持参のうえ、入札場所に集合しなければならない。

2 前項で指定した時刻に遅れた者は、入札場所へ入室できない。

3 入札参加者は、1 業者につき 1 名とし、入札執行途中で退室はできない。

4 入札に関する権限を委任された者が入札に参加するときは、委任状を提出しなければならない。

(入札書に記載する金額)

第 9 条 入札参加者は、総価により見積もらなければならない。ただし、入札公告等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

2 入札参加者は、別に指示等がある場合を除き消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(入札)

第 1 0 条 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、封書にして、入札箱に投入しなければならない。

2 建設工事の請負に係る入札又は入札公告等により提出を求められたときは、前項の入札書の提出に併せて入札金額見積内訳書を提出しなければならない。

(郵便による入札書の提出)

第 1 1 条 郵便による入札を認められている場合において入札書を提出するときは、封書した入札書及び前条第 2 項に掲げる書類を入札公告等に定めるところにより提出しなければならない。

(電子入札)

第 1 2 条 電子入札の場合においては、第 8 条及び第 1 0 条第 1 項の規定は適用しない。

2 入札は、入札公告等で指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると認められたときは、書面により入札書等を提出できる。

(入札の辞退等)

第13条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、次の各号に定めるところによる。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を提出すること。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出すること。

2 電子入札の場合においては、次の各号に定めるところによる。

(1) 入札書の受付期間内にあっては、電子入札システムにより辞退すること。

(2) 入札書の受付期間後にあっては、開札前までに入札辞退届を提出すること。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第14条 いったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書（以下「入札書等」という。）の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の延期等)

第15条 入札公告等で指示がある場合を除き、入札参加者が1者であるときは、入札は執行しない。ただし、電子入札による一般競争入札又は再度入札のときを除く。

2 入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行ったうえで当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、中止し、若しくは取り消すことができる。

3 入札参加者は、前項の規定により市が調査を行うときは、協力しなければならない。

4 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なとき、適正な入札の執行ができないと判断したときなど、必要と認めるときは、その執行を延期し、中止し、又は取り消すことが

できる。

- 5 前4項の場合において、その入札のために要した費用を本市に請求することはできない。

(開札)

第16条 開札は、入札書の提出後、直ちに当該入札場所において入札参加者の立ち会いのもとに行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合においては、入札参加者の立ち会いを不要とし、入札公告等で指定した日時に、電子入札システムにより開札を行う。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者がした入札
- (2) 入札者の押印のない入札書による入札
- (3) 金額の訂正をした入札書による入札
- (4) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札
- (5) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (7) 第6条で規定する入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者がした入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の者の代理をした者がした入札
- (11) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- (12) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (13) 入札公告等において定めた提出書類を提出しない者がした入札又は虚偽の提出書類を提出した者がした入札

(14) 郵便（入札の方法として指定した場合を除く。）、電報、電話又はファクシミリにより提出した者がした入札

(15) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(16) 設計金額又は予定価格を入札執行前に公表している場合において、当該公表している金額を超えた（物品の売り払いにあつては、超えない）入札

(17) 再度入札において、前回の入札の最低入札価格（最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）未満の価格を除く。）以上の価格による入札

(18) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

- 2 電子入札の場合においては、前項で規定する「押印」又は「押印された印影」とあるのは、署名認証法第13条第1項に規定する「電子証明書の添付」と読み替える。

（失格基準）

第18条 最低制限価格を設けた場合にあつては、最低制限比較価格未満による入札をした者は失格とする。

- 2 調査限界価格を設けた場合にあつては、調査限界価格の110分の100の価格未満による入札をした者は失格とする。

（落札者の決定）

第19条 落札者は、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で、無効又は失格となる入札を除く入札（以下「有効な入札」という。）のうち、最低の価格をもって入札をした者とする。

- 2 事後審査型入札においては、入札書比較価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の審査を経て落札者を決定する。

- 3 総合評価方式を適用した入札においては、入札書比較価格の制

限の範囲内で、有効な入札のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。

- 4 物品の売払いにあつては、予定価格以上で有効な入札のうち、最高の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（くじによる落札者の決定）

第20条 落札とすべき同価の入札が2者以上（総合評価方式を適用した入札においては、評価値が最も高い者が2者以上）あるときは、直ちに当該入札参加者にまず落札者を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項により落札者を決定したときは、その入札書にくじを引いた結果落札した旨を記載し記名押印する。

- 3 第1項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引く。

- 4 電子入札による場合においては、電子くじ（入札参加者が入札時に入力した任意の3桁の数字とシステムで発生する乱数を用いて決定する方法をいう。以下同じ。）により落札者を決定する。

（落札者決定の保留）

第21条 総合評価方式を適用した入札において、入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格が調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低入札価格」という。）があったときは、落札者の決定を保留し、深谷市建設工事低入札価格取扱要綱（平成18年深谷市訓令第97号）の定める手続を行う。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低入札価格以外の入札にあつては、最低の価格のものに限る。）の中に同価のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順番を決めるくじを引かせ、そ

の結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

- 3 前項により順位を決定したときは、くじを引いた旨及びその結果を決定した順位を当該入札書に記載し記名押印する。
- 4 第2項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員がくじを引く。
- 5 電子入札においては、電子くじにより順位を決定する。

(低入札価格の調査)

第22条 前条第1項の規定により落札者の決定を保留したときは、低入札価格のうち最も評価値が高い者について、次の各号のいずれかに該当するものでないかを調査し、該当すると認められないときは、当該入札者を落札者とし、他の低入札価格に係る調査を省略する。

(1) 当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる入札

- 2 前項の調査により落札者を決定できないときは、次順位の低入札価格について同様の調査を行い、以下、落札者が決定するまで順次次順位の低入札価格について調査を行う。
- 3 すべての低入札価格について前2項の調査を行った後も落札者を決定できないときは、低入札価格以外の入札のうち、入札書比較価格の制限の範囲内で最低の価格の入札（同価の入札が2者以上あるときは、前条第2項又は第5項の規定により決定された順位が最も高いもの）をした者を落札者とする。
- 4 低入札価格をした者は、第1項及び第2項の調査に協力しなければならない。

(事後審査型入札)

第23条 事後審査型入札においては、第20条、第21条及び第

22条の「落札者」を「落札候補者」と読み替え、当該落札候補者に対する入札参加資格の審査を経て落札者を決定する。

（再度入札）

第24条 再度入札は、開札後入札書比較価格の範囲内の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限比較価格以上の価格の入札）がないときは、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札は、2回までとする。

3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札で辞退した者、無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

（1） 予定価格を入札執行前に公表しているとき。

（2） 再度入札に参加する者がいないとき。

（不調時の取扱い）

第25条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、政令第167条の2第1項第8号の規定により、再度入札に参加した者で契約の相手方となることを希望する者の中から選定し、随意契約の方法により契約を締結することができる。

2 再度入札において、前項の規定により随意契約の方法による契約の締結を行うときの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（1） 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。

（2） 随意契約の相手方となることを希望する者は、指定された期日までに見積書を提出する。

（3） 見積価格が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

4 前項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契

約の相手方に通知する。

（入札結果等の通知）

第 26 条 落札者を決定したときは、当該入札場所において、入札参加者にその旨を発表する。ただし、電子入札にあつては、電子入札システムにより通知する。

2 第 22 条又は第 23 条により落札者を決定したときは、その旨を落札者に通知する。

（入札保証金の還付）

第 27 条 入札参加者は、落札者が決定したとき又は再度入札によってもなお落札者がいないときは、入札保証金の還付を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、落札者の入札保証金の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

（1） 契約を締結するまでは、還付の請求をすることができない。

（2） 納付すべき契約保証金があるときは、これに充当する。

（契約保証金）

第 28 条 落札者は、契約規則で定めるところにより、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供をしなければならない。ただし、入札公告又は指名通知の定めるところにより契約保証金を免除する場合については、この限りでない。

（契約書等の提出）

第 29 条 落札者は、第 26 条の通知を受けたときは、課税事業者又は免税事業者である旨の届出をしなければならない。ただし、共同企業体については、構成員それぞれについて届出をしなければならない。

2 落札者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状

況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。

- 3 落札者は、第26条の通知を受けた日から7日以内に、契約書に記名押印のうえ契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。ただし、電子契約サービスによる契約締結を行う場合については、契約内容に同意し、押印に代わる電磁的処理を施すものとする。

（契約の確定）

- 第30条 契約は、市長又は市長から委任を受けた者と、落札者が契約書に記名押印したときに確定する。ただし、電子契約サービスによる契約締結を行う場合については、双方が電子署名を施したときに確定する。

（市議会の議決を要する契約）

- 第31条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年深谷市条例第64号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。この場合においては、市議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した仮契約書を取りかわすものとする。

（異議の申立）

- 第32条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

- 第33条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管する。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

- 2 建設工事の入札参加者は、一般競争入札にあってはその入札に係る開札日の、指名競争入札にあってはその入札に係る契約を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条

の２３第１項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。)を受けていなければならない。

附 則（平成２８年３月３０日市長決裁）

この心得は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年１２月８日市長決裁）

この心得は、平成２８年１２月９日から施行する。

附 則（平成２９年３月２２日市長決裁）

この心得は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年３月２０日市長決裁）

この心得は、平成３０年３月２０日から施行する。

附 則（令和元年９月２６日市長決裁）

この心得は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２４日市長決裁）

この心得は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和６年８月３０日市長決裁）

この心得は、令和６年８月３０日から施行する。

附 則（令和７年２月１７日市長決裁）

この心得は、令和７年２月１７日から施行する。